

第5回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月26日(月)午後2時30分から

2. 開催場所 川西町役場 大会議室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳、2番 阿部 つや子、3番 遠藤 愛、4番 平田 壽和

5番 後藤 満良、6番 勝見 和彦、7番 竹田 総一、8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第12号 非農地証明の結果報告について

第 5 議 第 17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 6 議 第 18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 小関未夢

主事 高橋 秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第5回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席7番竹田委員、議席8番市川委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第12号、非農地証明の結果報告について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

議案書1ページをお開きください。報告第12号、非農地証明の結果報告について、今回は願い出件数2件でございます。

2ページをお開きください。まず1件目です。願出人、●●、土地については、大字上小松字東陽寺2809-1、田8,628㎡。非農地となった時期及び事由については、年月日不詳ですけれども、少なくとも20年以上、申請地の地目は田でございますが、元々の所有者、今の願出人の兄が生前のころ、申請地に盛土をしたまま20年以上耕作せずに農地として利用していないのが、現在に至っているということで、現況原野の状態でございます。調査員の意見といたしまして、令和5年6月16日に高橋孝博委員と市川委員と事務局で現地調査をし、上記のとおり相違ないことを確認しております。

3ページお開きいただきまして、2件目です。願出人●●、土地については、大字上小松字元ノ前4400、地目が畑で106㎡でございます。非農地となった時期及び事由については、平成10年頃から農地として利用がなく、今後も耕作する予定がないということで、現況、雑種地の状態でございます。こちらも令和5年6月16日に高橋委員、市川委員と事務局で現地調査をし、上記のとおり相違ないことを確認しております。

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、議第17号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 小関 未夢

4ページをご覧ください。議第17号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会の可否を求めます。令和5年6月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字時田字虚空蔵山2917-1、田848㎡、計田2筆1,584㎡、離農、経営規模拡大です。以上今回の申請について、譲受人の農機具の保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席7番竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号1番について、6月19日に推進員遠藤委員が現地調査をしました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。譲り受け人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a対価●●円は妥当と判断します。

以上です。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第6、議第18号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

5ページ目をお開きください。議第18号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を伏せられたい。令和5年6月26日提出、川西町農業委員会会長名。

1番貸し人●●、借り人●●、●●、土地については、大字吉田字中之橋5154-2、地目が畑で233㎡でございます。農地区分が第1種農地でございます、使用目的が一般住宅の建設ということになります。別添の資料No.1、農地転用の補足資料により補足させていただきたいと思えます。補足資料の1ページ2ページ目申請書の写しとなります。3ページ目に今回の申請地を表記してございまして、5ページ目に土地利用計画図を載せております。総事業費は●●円でございます、土地の造成費で●●円、建築物で●●円の計画です。資金の調達の方法については、自己資金●●円、そのほかを融資で調達する計画でございまして、残高証明書、融資証明書によって確認しております。汚水配水は、合併浄化槽、雨水は地下浸透の計画でございます。周辺農地への影響

もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。よろしく申し上げます。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席9番高橋委員より報告願います。

委員 高橋孝博

番号1番であります。令和5年の6月16日に、市川委員と自分、そして事務局で現地の調査をしてまいりました。申請の土地は、吉田地内にある第1種農地の畑であり、一般住宅を建設するための申請であります。転用後の造成については、約50cmの盛土を行いますが、芝張による法面保護を行い周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断しますので、よろしく申し上げます。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可相当の意見を付し、県知事に送付することに決定いたします。

これもちまして、第5回川西町農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和5年6月26日

川西町農業委員会議長	会 長	新野 勝彦
議事録署名委員	7番	竹田 総一
議事録署名委員	8番	市川 博幸